

○研修を受講するにあたって

研修を実りあるものとするためには

まず各市町村等において

- ・研修に専念できるように業務を調整すること。
- ・研修をする「目的」や組織としての「期待」を伝え、意欲を持って研修に参加できるように動機づけること。
- ・「人材育成は職責である」を意識すること。

また受講者自身が

- ・「この研修で何を取得し、どう生かすか」という目的意識を持つことが大事である。

【令和3年度 取組方針】

研修センターでは、市町村職員研修基本計画に基づき、県内の各市町村等で策定した人材育成基本方針等を踏まえ、集合研修所としての役割である職員の能力の向上及び人材育成に取り組むとともに、職員間の相互交流や情報交換等でさらに研修効果が期待できる意見交換会も計画しながら、研修を実施します。

1 研修概要

令和2年度は世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外派遣研修やその他数々の研修が中止や延期を余儀なくされました。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策を十分に図りながら、各市町村の意見や受講者のアンケート結果を参考に時代の変化の中で求められる職員像やより必要となる能力について検討し、研修を計画しております。

主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

新型コロナウイルス感染症対策として定員数35名を上限としたことにより、ほとんどの階層別研修において開催回数を例年より増しています。これにより受講者にとっては、日程的にもより参加しやすい体系となっています。

令和2年度より新規科目として始めた「現任管理職研修」では、係長以上の管理職に求められる能力として、人材育成と議会答弁書作成など異なる科目を効率的に学べます。

(2) 選択研修（能力開発研修）

選択研修では、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革など種々の能力向上を図るため、必要に応じて個別に選択できるよう設定しています。

法務能力の「法制執務セミナー（応用）」は受講者の減少から隔年開催に移行していますが、その他の法務能力では、業務を遂行する上で必要な法的知識を学

べます。

業務遂行能力では、「自治体の業務改善と働き方改革」が受講者の減少により隔年開催に移行していますが、その他の業務遂行能力では、行政サービスの向上や実際の現場で活用できるスキルを学べるような内容となっています。

(3) 専門実務研修

地方公会計においても簿記はますます必要なスキルとなっており、受講者も多いことから「公会計のための簿記セミナー（基礎編）」の開催回数を増やしています。

隔年開催である「会計監査基礎研修」と「税務関係職員固定資産税事務研修（家屋中級）」は、令和2年度中止としたため、令和3年度に開催することにしております。

(4) 指導者育成研修

隔年開催である「公務員倫理指導者育成基礎研修」は、受講者が各団体の職場研修講師として登壇できるだけのスキルを身に付けることを目的として開催します。

「ハラスメント対応研修」は各市町村等のニーズを踏まえて、隔年開催としております。

(5) 各市町村等が自ら実施する研修等に対する支援

- ア 外部専門講師、県職員及び協会職員等の派遣による出前研修
- イ 自治大学校、市町村職員中央研修所等研修機関への研修派遣助成
- ウ 各市町村等が自ら実施する研修の企画等に関する助言
- エ 各市町村等が自ら実施する研修への講師あっせん
- オ 研修用DVD・書籍等研修用教材の貸出し
- カ 協会ホームページによる研修情報の提供

2 個別研修について

(1) 海外派遣研修

令和元年度から4か年で海外の優れた施策、事例及び文化を学び同時に国際的な感覚と広い視野を得ることで、県内市町村の施策展開に資することを目的として毎年12名2班を欧米、欧州、アジアのいずれかに派遣する計画となっていました。令和2年度は世界規模での新型コロナウイルス感染症の流行により、受け入れ先のロックダウン等で渡航ができなかったため、急遽中止としました。

令和3年度においても全世界で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらないと予測されることから中止としております。

(2) ブロック研修

研修センターで開催する集合研修には、県内各市町村等から多くの受講者が集まりますが、遠隔地においては宿泊費等の予算確保や長時間の移動による時間的制約など多くの負担を強いられます。そこで、それらを軽減し受講しやすい研修環境を確保するため、県内の地域ごとに開催するブロック研修を実施します。

(3) 出前研修

県内各市町村に講師を派遣し、市町村職員等に研修の機会をより多く提供する「出前研修」については、コロナ禍の状況で複数の団体での共催が困難な場合、県内講師に限り単独団体での開催ができるよう令和3年度は拡充を図っております。

3 ひとつづくり助成金について

市町村等における人材育成を支援するために、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、総務省自治大学校、国土交通大学校、全国建設研修センター、日本下水道事業団に職員を派遣する市町村等に対し、費用の一部を助成します。

4 研修推進体制

(1) 県内各市町村等との連携

研修センターは、県内各市町村等の共同研修を行う拠点であることから、職員の計画的な研修受講や適切な研修管理が行われるためには、これまで以上に各市町村等とより一層緊密な連携を図っていく必要があります。

このため、年に2回、研修担当課長・担当者会議を開催するほか、「市町村職員研修検討委員会」「市町村職員研修検討委員会幹事会」等における様々な意見・要望を踏まえながら、研修の企画運営を行っていきます。

(2) 県との連携

研修センターにおける研修の実施に当たっては、県の研修機関である自治学院との連携は重要で、合同研修の開催や情報交換を活発に行って参りました。

なお、県市町村課等からも新規採用職員研修等の講師派遣に全面的な理解と協力を得ており、研修センターにとって大きな支援となっています。

今後も、更なる研修の充実のため県との連携体制を強化していきます。

【令和3年度 県との合同開催セミナー】

「管理者研修」

「行政と争訟セミナー」

「クレーム対応セミナー」